

平成21年12月4日

資 料

(市民公益税制(寄附税制))

[地方税]

市民公益税制(寄附税制)について（個人住民税）

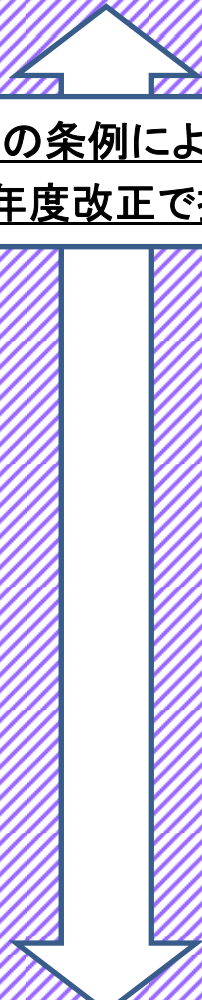
【平成20年度改正における寄附税制の拡充】

- 控除対象寄附金に「都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金」を追加
所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）の中から都道府県又は市区町村が条例により指定
 - ⇒ 新たに拡大された寄附金の範囲（条例指定が必要）
認定NPO法人（国税庁長官の認定を受けたNPO法人）に対する寄附金の他、
公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人等に対する寄附金
 - 控除方式を所得控除から税額控除に変更
 - 対象となる寄附金の下限額を引き下げ（10万円 → 5千円） 等
- ※ 「ふるさと寄附金制度」もあわせて創設

【今後の論点】

- 寄附金控除の対象となる寄附金の範囲について、さらにどう考えるか。
- ⇒ 税調にプロジェクト・チーム（市民公益税制に関するPT）を設置し、今後、専門的、総合的な見地から議論を深めていくべきではないか。

都道府県・市区町村が条例で指定できる寄附金の範囲

所得税		個人住民税	
1 国又は地方公共団体に対する寄附金		[国は対象外]	
2 公益社団法人、公益財団法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの		都道府県・市区町村に対する寄附金	
3 特定公益増進法人に対する寄附金	① 独立行政法人	 都道府県・市区町村の条例により対象とする寄附金として平成20年度改正で拡充	
	② 試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人		
	③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社		
	④ 公益社団法人・公益財団法人 (旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等含む(平成25年11月までの経過措置))		
	⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人		
	⑥ 社会福祉法人		
	⑦ 更生保護法人		
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金		日赤支部のみ	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		共同募金会のみ	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金 (平成25年11月までの経過措置)			
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金		[対象外]	

参 考 資 料

民主党政権政策Manifesto（抄）

〔政策各論4（地域主権）〕

34. 市民が公益を担う社会を実現する

【政策目的】

- 市民が公益を担う社会を実現する。
- 特定非営利活動法人をはじめとする非営利セクター（NPO セクター）の活動を支援する。

【具体策】

- 認定NPO 法人制度を見直し、寄付税制を拡充するとともに、認定手続きの簡素化・審査期間の短縮などを行う。
- 国際協力においてNGOの果たす積極的な役割を評価し、連携を強化する。

【所要額】

100 億円程度

民主党政権集INDEX2009（抄）

〔税制〕

特定非営利活動法人支援税制等の拡充

官に過度に依存することなく、国民それぞれが公益実現に直接貢献する社会を創造するために、税制で大胆な支援を行います。

認定特定非営利活動法人制度については、要件緩和、認定手続等の簡素化、みなし寄附の損金算入限度額引き上げ、寄附の税額控除制度創設など、支援税制を拡充します。

所得税の寄附優遇税制については、税額控除制度を創設し、現在の所得控除制度との選択制とします。

民主党税制抜本改革アクションプログラム（抄）

5. 平成21年度税制改正について

(4) 市民が公益を担う社会の実現

- 所得税の寄附優遇税制に「税額控除」を創設する。主として公益を担う一定範囲の団体（事業を含む）等から、納税者が選択した対象に寄附を行った場合、所得税額の5%を上限に税額控除できる制度を創設し、「総所得の40%」を上限とする所得控除制度との選択制とする。
- NPO税制については、パブリック・サポート・テストなどの認定要件を大幅に緩和すると共に事務手続きの簡素化を進める。
- 認定NPOにおけるみなし寄附の損金算入限度額の引き上げ、NPOに対する寄附の税額控除制度創設などを行う。